

東京大学法科大学院年次報告書
【平成25年度評価実施】

平成29年6月

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者	機構使用欄
国立大学法人 東京大学	

(2) 教育上の基本組織	機構使用欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">大学・研究科・専攻名</td> <td>東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻</td> </tr> <tr> <td>開設年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> </table>	大学・研究科・専攻名	東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻	開設年度	平成16年度	
大学・研究科・専攻名	東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻				
開設年度	平成16年度				

(3) 所在地	機構使用欄
東京都文京区	

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	機構使用欄
<p>教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像</p> <p>【教育の理念及び目標】 国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。</p> <p>【養成しようとする法曹像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に表れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。 ・法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考行動を発展させることのできる法曹を養成する。 ・法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成し、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。 	

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、専攻の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な法分野のみならず、先端的法分野や国際的法分野についても、精深にして広範な知識を有すること。 ・ 人間と社会に関する広い視野と深い洞察に基づいて、現代社会において提起される諸問題の解決のために、その法的知識を応用する能力を有すること。 ・ 法律家としての責任・倫理に関して豊かな識見を身につけていること。 	
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、専攻の学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律基本科目及び法律実務基礎科目から基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に至るまで、現代世界において法律実務家として第一線で活躍するための基礎的能力を獲得するために必要な科目を、バランス良く体系的に配置する。 ・ 学生の視野を広げるための学際的・応用的な教育及び最新の研究成果を反映した理論的な教育を重視する。 ・ 高度な法実務を担いうる能力を養うため、双方向的な授業や模擬裁判等を通じて学生の自主的な学修を奨励する。 ・ すべての授業において透明で厳格な成績評価を行う。 ・ 不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る。 	

(注) 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員				合 計	兼任・ 兼任教員	機構使用欄
	専属専任教員			専属以外			
	研・専	実・専	実・み	専・他			
教 授	34	4 (2)	5 (5)	5	48	55	
准教授・ 講師・助教	2	1 (1)	2 (2)	2	7		

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「研・専」については法科大学院でのみ専任の研究者教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 法 律 科 実 務 目 務	隣 基 接 基 礎 法 学 目 学 ・	科 展 目 開 ・ 先 端	機構使用欄
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法				
2 (0)	2 (0)	6 (1)	7 (0)	4 (0)	3 (1)	2 (0)	14 (0)	10 (3)	20 (2)	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。
 3. 括弧内には、内数で、「専・他」(法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員)の人数を記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数		機構使用欄
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計				
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	単位数	備考	
法律 基本 科目	公法系科目	5	10					5	10	10単位		
	民事系科目	11	32					11	32	32単位		
	刑事系科目	4	12					4	12	12単位		
法律実務基礎科目		4	8	9	18			13	26	10単位		
基礎法学・隣接科目		2	4	1	4	16	32	19	40	4単位		
展開・先端科目				10	32	29	62	39	94	12単位		
その他						38	76	38	76			
合 計		26	66	20	54	83	170	129	290	93単位		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区分	開設授業科目			修了に必要な 修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理	2	必修	2 単位		
民事訴訟実務の基礎	民事実務基礎	2	必修	2 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事実務基礎	2	必修	2 単位		
法情報調査	リサーチ、ライティング&ドラフティング	2	必修	2 単位	「法情報調査」と「法文書作成」は双方とも「リサーチ、ライティング&ドラフティング」にて学習可能。	
法文書作成	リサーチ、ライティング&ドラフティング	2	必修	2 単位	「法情報調査」と「法文書作成」は双方とも「リサーチ、ライティング&ドラフティング」にて学習可能。	
模擬裁判	模擬裁判（民事）、模擬裁判（刑事）	2	選択必修	2 単位	「模擬裁判」、「ローヤリング」、「クリニック」、「専門訴訟の領域実務」、「その他」の区分については、それぞれの授業の中から2単位分を修了必要単位として履修。	
ローヤリング	民事弁護研究、民事事実認定論、法と交渉、国際契約交渉、法律相談クリニック	2	選択必修			
クリニック	法律相談クリニック	2	選択必修			
エクスターンシップ	不開設	-	-			
公法系訴訟実務の基礎	不開設	-	-			
専門訴訟の領域実務	倒産処理研究	2	選択必修			
その他	リサーチペーパー	2	選択必修			

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目（不開講、隔年開講等）も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成29年度	平成28年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目				
法律実務基礎科目				
基礎法学・隣接科目		「現代アメリカ法3」「実習アメリカ法」（いずれも選択、2単位）	廃止	
展開・先端科目				
その他	「演習（台湾法）」「演習（フランス民事訴訟法文献購読）」「演習（刑法・刑事訴訟法）」「演習（国際私法）」「演習（ドイツ近代法史入門）」「演習（法社会学）」（いずれも選択、2単位）	「演習（韓国法）」「演習（財政法）」「演習（ドイツ民事訴訟法）」（いずれも選択、2単位）	変更 （演習は年度によって内容の異なる科目を開講。）	

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成〇年度」欄及び「平成(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	15時間	15時間	
1年間の授業期間	S Semester: 4月5日～7月14日 (補講期間7月10、11日午前、13日、14日) S Semester 定期試験: 7月19日～7月31日 A Semester: 9月25日～1月11日 (補講期間12月26日、1月5日、10日、11日) A Semester 定期試験: 1月17日～1月30日				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	105分×13回 (2単位)				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	34	法律基本科目「基本科目演習」(民法S、民法W、刑法、商法、行政法の5科目、計5単位、1年次必修)を平成25年度に廃止。	
2年次	36		
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区分	内容				備考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	A+	90点	～	100点	当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。	
	A	80点	～	89点	当該科目について優秀な学習達成度を示している。	
	B	70点	～	79点	当該科目について一応の学習達成度を示している。	
	C+	65点	～	69点	当該科目について最低限の学習達成度を示している。	
	C-	60点	～	64点	当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。	
	F	60点	～	点	当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。	
成績評価における 考慮要素	筆記試験及び平常点による。ただし、受講者の少ない科目では、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。「A+」「A」「B」「C+」「C-」「F」の6段階とし（2012年度以前に入学した学生は「A+」「A」「B」「C」「F」の5段階）、「A+」は総数の概ね5%、「A」は「A+」を含めて概ね30%とする。				受講生が15名以下の授業には当該基準は適用しないこととしている。	

(注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	学生は、自己の成績C+、C-又はFである場合には、成績の通知を受けてから2週間以内に所定の方式に従い、授業担当教員に対して説明を求めることができることとしている。	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	各授業科目の成績分布のデータは、学期ごとに集計の上、法曹養成専攻教育会議において各教員に配布され、成績評価基準についての共通の理解が教員間において得られるよう、成績評価基準の意味、成績評価のあり方等について意見交換が行われている。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	多くの科目において、試験後に講評会が開催され、そこにおいて、試験問題に即して成績評価基準が明らかにされている。	
成績分布データ	学生に対して、成績評価及び同学年次生の中での成績席次が通知されるとともに、成績分布データも学生に対して告知される。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		当該科目を履修していること		
再試験	無		不合格者に対する「再試験」は実施していない(翌年度において、当該科目の再履修を求めている)。	
追試験	有	病気・事故その他のやむを得ない事由による		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
採点をする教員に対しては、採点の客観性・厳正性を確保するために、試験答案は各担当教員に渡す際に匿名化され、答案に付された整理番号で成績評価が行われたうえで、それを集計することとしている。	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (最大6年)
単位数	平成25年度以降の入学者 93単位
GPA※	進級要件としているが修了要件にはしていない。 (1年次又は2年次の学生が、GPAが1.8未満の場合、次の年次に進級できず、当該年度の履修単位がすべて無効とされる。)
修了試験	無

機構使用欄

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

【GPAの算出方法】:計算方法(進級要件なのであくまで参考)
 算出対象の科目は各年次における必修科目(未受験も含む)とする。A+は4.5点、Aは4点、Bは3点、C+は2点、C-は1.5点、Fは0点に換算する。なお、未受験の科目は0点に換算する。
 $GPA = \{(A+評価の単位数 \times 4.5) + (A評価の単位数 \times 4) + (B評価の単位数 \times 3) + (C+評価の単位数 \times 2) + (C-評価の単位数 \times 1.5) + (F評価の単位数 \times 0)\} \div 必修科目の総単位数$

機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区分		法律基本科目の単位数	法律基本科目以外の単位数	修了要件単位数	備考
単位数	法学未修者	54	39	93	
	法学既修者	24	39	63	

機構使用欄

(注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	法学未修者については、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を、あらかじめ法曹養成専攻長の許可を受けて履修した場合には、それによって修得した単位は、12単位以内に限り、本法科大学院の選択科目の単位に代わるものと認定され、修了要件となる単位数に算入できる。	
入学前の修得単位	本法科大学院入学前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目について修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で、法科大学院における授業科目により修得したものとみなすことができるがその場合には厳格な審査を行うこととしている。なお、申請および認定の事例はない。	
法学既修者認定単位	<p>法学既修者については、1年を超えない範囲で在学し、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する下記の単位を取得したものとみなされる。この単位は、1年次配当の必修科目すべての単位にあたる。</p> <p>平成25年度以降の入学者 : 30単位</p>	
十分な実務経験を有する者の取扱い	該当なし	

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	公法系、民事系、刑事系	
履修免除対象	1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議が指定する単位 (基本科目憲法、基本科目行政法、基本科目民法1、基本科目民法2、基本科目民法3、基本科目商法、基本科目民事訴訟法、基本科目刑法、基本科目刑事訴訟法の単位)	
履修免除単位数	平成25年度以降の入学者 : 30単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	出題の公平性を確保するために、自大学法学部の過去の学部定期試験と重複または類似の問題を出題しないように委員会で確認している。採点をする教員に対しては、採点の客観性・厳正性を確保するために、試験答案は匿名化され、答案に付された整理番号で成績評価が行われたうえで、それを集計することとしている。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	他の機関が実施する法律科目試験結果は考慮していない。	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

	機構使用欄
<p>【教育研究上の目的】 本研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）は、社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。</p> <p>【求める学生像】 社会に貢献しようという高い志をもって法律の学習に取り組み、法の体系・理論・運用を理解したうえで、法的問題を解決するために自らの思考を発展させることのできる者。</p> <p>【入学者選抜】 入学者選抜においては、法律家として活動するための基礎となる問題発見能力、論理的思考力、文章作成能力、語学力等が問われ、上記の学生像に合致するかが総合的に判定される。法学既修者については、これに加えて、法律基本科目につき、法科大学院における発展的な学習に対応できるだけの知識と理解を有しているかが問われる。</p>	

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	第1段階選抜試験及び第2段階選抜試験によって実施している。第1段階選抜試験では、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績によって選抜する。第2段階選抜試験では、総合問題2題及び面接試験を課す。	
法学既修者	第1段階選抜試験及び第2段階選抜試験によって実施している。第1段階選抜試験では、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績によって選抜する。第2段階選抜試験では、法律科目問題3題を課す。	

(注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	機構使用欄
入 学 定 員	230人 (未修65) (既修165)	230人 (未修65) (既修165)	240人 (未修75) (既修165)	240人 (未修75) (既修165)	240人 (未修75) (既修165)	
志 願 者 数	509	533	621	638	800	
受 験 者 数	471	483	561	580	739	
合 格 者 数	230	230	236	237	240	
競 争 倍 率	2.04	2.1	2.37	2.44	3.07	
入 学 者 数	210	217	222	223	232	
入学定員超過率	0.91	0.94	0.92	0.92	0.96	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例: 入学定員30人(未修:20、既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx \lfloor 2.77 \rfloor$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	機構使用欄
合格者における 適性試験の平均点	既修 232.9 未修 214.4	既修 241.0 未修 211.4	既修 247.3 未修 227.5	
合格者における 適性試験の最低点	既修 187 未修 154	既修 183 未修 158	既修 196 未修 183	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

	機構使用欄
<p>適性試験の成績が同試験総受験者の下位15%以下の者は選抜の対象としないものとしている。このことは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成24年3月7日第47回会合会議後確定資料）が示す基本とする基準（「統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである」）に合致している。</p>	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

	機構使用欄
<p>平成28年度より下記の通り入学定員を変更。 変更前 変更後 240人 230人 (未修者 75人) (未修者 65人) (既修者 165人) (既修者 165人)</p>	

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

① 解釈指針 1-1-2-2 (1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
平成29年度	※	※	※	
平成28年度	285	137	0.4807	
平成27年度	305	149	0.4885	
平成26年度	304	158	0.5197	
平成25年度	357	197	0.5518	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
 なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx \text{『}0.1756\text{』}$ となります。)

②解釈指針1-1-2-2(2)関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計		
平成28年度	163						※	※	
平成27年度	182				95		※	※	
平成26年度	180			102	27		※	※	
平成25年度	188		120	27	4		※	※	
平成24年度	224	148	24	6	7		※	※	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

(2) 法学未修者

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	40	39	41	49	52	
修了率	0.67	0.57	0.59	0.72	0.78	
特徴的な進路	なし	公務員1 民間企業1 本学助教1	公務員1	公務員1 民間企業2	公務員2 企業法務2 民間企業4 外国の大学1	

(3) 法学既修者

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	108	124	124	128	154	
修了率	0.69	0.75	0.75	0.8	0.96	
特徴的な進路	公務員1 本学助教3 外国の大学1	公務員1 民間企業1 本学助教4	公務員1 本学助教3	公務員3 本学助教6	公務員1 本学助教6 民間企業1	

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \div \lfloor 0.92 \rfloor$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

(1) 自己点検及び評価の体制		機構使用欄
担当組織	本法科大学院（法曹養成専攻）における教育水準・教育活動等の状況に関する自己点検及び評価は、法曹養成専攻学務委員会（以下、「学務委員会」という）が所管し実施している。	
評価項目	学務委員会が定める評価項目（機構の評価基準が重点基準とするものを含み、かつ、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、修了者の進路及び活動状況に関する内容を含む）について実施する。	
自己点検・評価書の公表年・月	平成20年度以降毎年度（自己評価書または年次報告書）	
自己点検・評価書の公表方法	本法科大学院のホームページに掲載	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月（表紙等に記載の上梓日等）を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備考	機構使用欄
法学未修者に対して、少人数で更に質の高い教育を施す必要がある。	平成28年度入学者より未修者の入学定員を10名減らした。		
/	/	/	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
2	その他の区分として開設されている演習科目について、教育内容が法律基本科目の内容と重複しないよう運用を工夫するとともに、演習科目の在り方についても検討するなどの改善を図る必要がある。	法曹養成専攻教育会議において、その他の区分として開設されている演習科目について、教育内容が法律基本科目の内容と重複しないよう再度周知徹底をはかった。		
4	一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われており、また、受講者全員がA（A+を含む。）評価とされているものもあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	法曹養成専攻教育会議において、本法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われることがないように再度周知徹底をはかった。		
4	成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	法曹養成専攻教育会議において、成績評価の考慮要素について、平常点やレポートの点数を一律満点とすることがないように再度周知徹底をはかった。		
4	一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	法曹養成専攻教育会議において、成績評価の考慮要素の合計点が本法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えることがないように再度周知徹底をはかった。		
8	一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。	担当教員の教育研究業績との適合性を認められないという指摘があった基本科目演習（5科目）について、評価基準を満たす担当者の調達は、極めて困難であるという事情から、平成25年度に遡って廃止した。		

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。